

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

大磯町長 池田 東一郎

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月26日

大磯町長 池田 東一郎

（理由）

相手方に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 損害賠償額 | 200,200円 |
| 2 | 賠償の相手方 | 省略 |
| 3 | 事故の概要 | 令和6年2月12日（月）午前10時37分頃、指定の給油取扱所で燃料補給を完了後、敷地内の給油場所から右折にて出口に向かう際、前方で洗車中の車両及び右側の柱を避ける必要があり、消防車両を左側に寄せるために後退させてから、右折にてゆっくりと前進させたところ、左側最後部オーバーハング部分がはみ出し、給油設備に設置されている給油ノズルに接触し、損傷させた。 |
| 4 | 対応の経過 | 令和6年2月12日 事故発生
令和6年 月 日 示談締結 |